

廃 第 3 4 9 号
平成27年1月14日

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会
会長 野津 勝男 様

島根県環境生活部長
(廃棄物対策課)



搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・
切断方法について（通知）

このことについて、平成27年1月5日付け環廃産発第1501051号により、
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から別添のとおり通
知がありました。

については、貴会会員への周知についてよろしく申し上げます。



環廃産発第 1501051 号
平成 27 年 1 月 5 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法に
ついて（通知）

廃棄物処理行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、今般、その大きさや重量等の要因から、設置又は保管された場所からの搬出が困難な微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。）が存在することに鑑み、当該微量 PCB 汚染廃電気機器等が設置又は保管された場所において、あらかじめ運搬可能な大きさまで解体又は切断する作業を安全かつ適正に行うための方法及び留意事項として、「搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等が本書にのっとして解体・切断され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定を受けた事業者等に適正に搬入されるよう、関係者への周知、指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

「搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における 解体・切断方法」の概要

1. 本書の位置付け

本書は、微量 PCB 汚染廃電気機器等のうち、発生場所や保管場所からの搬出・運搬が困難である大型機器について、その搬出・運搬に当たって行われる解体・切断作業における留意事項を、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成 25 年 6 月 環境省）を補完するものとして、示すものである。

2. 主な内容

(1) 基本方針

- 本書は、大きさや重量等の要因から、設置又は保管された場所からの搬出が困難な大型の変圧器等を保管する事業者が、これを予め運搬可能な大きさまで解体又は切断する作業を自らの責任の下に行う場合に適用する。
- 作業実施に当たっては、微量 PCB 汚染廃電気機器等の構造や取扱等に関する知識・経験を有する者の協力を得つつ、最適な方法を総合的に判断した上で実施する。
- 作業は、まずは、抜油及び付属品の取外し解体を行い、それでもなお、搬出が困難な場合には、搬出可能な大きさ又は重量になるよう、筐体や内部構造物を切断する。
- 作業に伴う微量 PCB 汚染絶縁油の飛散・流出、可燃物への着火、粉じん・騒音の発生、ダイオキシン類等の発生といった安全管理上のリスクに対して適切な措置を講ずるための作業手順等を計画の上、実施するとともに、当該リスクが大きいと考えられる場合には、事前に関係自治体に必要な情報を連絡する。
- 微量 PCB 汚染絶縁油の濃度が 50mg/kg を超える機器を切断する場合は、作業場所の空気中等の PCB 濃度のモニタリングを行うことを検討する。

(2) 大型変圧器の構造

大型変圧器の標準的な付属品及びコア構造物の例を図解するとともに、ブッシングなど別系統の絶縁油が封入されている付属品があることを注意喚起。

(3) 解体・切断作業の選定

基本方針に基づいた、解体・切断作業の選定フローの例を明示。

(4) 解体・切断作業の工程及び工程ごとの作業内容の詳細

解体・切断作業の全工程の例を明示するとともに、このうち、付属品取外し解体方法並びに筐体、付属品及びコアの切断方法の事前確認、準備、作業方法及び留意事項を明示。